

令和8年度山辺町住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 この要綱は、町民が居住の用に供する住宅について震災による被害の軽減を図るため、町民が山形県地域住宅計画に基づき耐震改修を行う工事に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し山辺町補助金等の適正化に関する規則（平成3年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 山辺町内に存する住宅（店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）で、自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物のうち、主要構造部が木造である2階建て以下で平成12年5月31日以前に工事に着手したものをいう。

なお、所有者及び居住者は次のいずれにも該当しないこと。

イ 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ロ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

ハ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

ニ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2) 耐震診断 建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項から第4項までに定める一級建築士、二級建築士又は木造建築士をいう。）が住宅の耐震性能を木造住宅一般診断法又は精密診断法（平成18年国土交通省告示第184号に基づく方法）により調査し、診断することをいう。

(3) 評点 耐震診断により算出した耐震性の指標をいう。

(4) 耐震改修工事 別表第1に掲げる工事内容であって、次条に定める要件に該当するものをいう。

(5) 減災対策工事 別表第2から別表第4に掲げる工事であって、次条に定める要件に該当するものをいう。

(6) 県内業者 山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。(別表第4に掲げる工事を行う場合を除く。)

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 別表第1から別表第4に掲げる工事内容のうち、いずれかのひとつの工事であること。

(2) 県内業者と工事請負契約を締結する耐震改修工事又は減災対策工事(別表第4の工事を除く。)であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額のうちいずれか低い額とする。

(1) 耐震改修工事

耐震改修工事に要する費用の2分の1の額又は100万円

(2) 減災対策工事

減災対策工事に要する費用の2分の1の額又は30万円

2 前項の耐震改修工事又は減災対策工事に要する費用には、工事に付随する設計及び工事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含めることができる。

3 第1項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 補助金の交付は、令和8年7月1日以降に着手され、令和9年1月31日までに竣工する補助対象工事を行う住宅1戸につき、第1項第一号又は同第二号いずれか1回に限るものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第5条の規定にかかわらず、補助金交付申請書の様式は、山辺町住宅耐震改修等補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 補助金交付申請書は、当該申請に係る耐震改修工事又は減災対策工事に着手する前に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修工事(変更)計画書(様式第2号)

(2) 耐震改修工事設計図

(3) 耐震改修に係る見積書(耐震補強設計及び耐震補強に係る部分)の写し

(4) 前年度分の納税証明書

(5) 住民票謄本

(6) 平成12年5月31日以前に建築されたことが分かる書類

(7) 現況及び耐震改修計画の上部構造評点分かる書類

(8) その他町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号の規定により耐震改修工事又は減災対策工事の内容の変更又は中止について承認を受けようとする者は、山辺町住宅耐震改修工事等内容変更(中止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定等の通知)

第7条 規則第8条及び第10条第3項に規定する交付決定等の通知は、山辺町住宅耐震改修等補助金(変更)交付決定通知書(様式第4号)によるものとする。

2 町長は、補助金の交付決定に当たり、交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(実績報告書)

第8条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書の様式は、山辺町住宅耐震改修工事等完了報告書(様式第5号)とし、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は令和9年1月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

(1) 耐震改修等の施工箇所の写真(着工前、工事中及び工事完了後のもの)

(2) 耐震改修等に係る工事請負契約書及び領収書の写し

(3) 耐震改修等に要した費用の内訳書(耐震改修に要した費用とそれ以外の費用とに分けたもの)

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 規則第15条に規定する補助金の額の確定の通知は、山辺町住宅耐震改修等補助金の額の確定について(様式第6号)によるものとする。

(補助金額の請求)

第10条 交付の決定を受けた者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは、速やかに山辺町住宅耐震改修等補助金請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 補助金の交付を受けた者が前条までの規定に違反した場合、町長は補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年6月1日から施行する。
(失効)
- 2 この告示は、令和9年3月31日をもってその効力を失うものとする。
(失効に伴う経過措置)
- 3 前項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までに交付された補助金については、この告示の失効後も、第11条の規定は、なおその効力を有するものとする。

別表第1（耐震改修工事）

1-1	耐震診断で、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上に上げる改修工事
-----	-------------------------------------

別表第2（減災対策工事【簡易耐震改修工事】）

2-1	耐震診断で、上部構造評点が0.7未満の住宅を0.7以上1.0未満に上げる改修工事
-----	--

別表第3（減災対策工事【部分耐震改修工事】）

3-1	耐震診断で、上部構造評点が1.0未満の住宅を、1階のみ1.0以上にする改修工事
3-2	耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が1.0未満であり、別に定める技術基準を満たさない住宅を、主要な居室等に特化して、別に定める技術基準に適合させる改修工事
3-3	耐震診断で、上部構造評点が1.0未満の住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する改修工事

注) いずれも改修後の上部構造評点が改修前を下回らないものに限る。

別表第4（減災対策工事【防災ベッド・耐震シェルター】）

4-1	耐震診断で、上部構造評点が1.0未満である住宅内に、防災ベッドを設置する工事
4-2	耐震診断で、上部構造評点が1.0未満である住宅内に、耐震シェルターを設置する工事

注) 防災ベッド・耐震シェルターについては、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けたものに限る。

注) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅においては耐震診断の結果によらず、令和6年1月30日付け国住市第40号「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）」で示された「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」に基づくことができる。なお、補助対象は倒壊の危険性があると判断された住宅に限る。